

文京区喫煙マナーアップ活動支援制度実施要綱

21文資環第1396号平成22年3月15日 区長決定

26文資環第1915号平成27年3月31日 区長決定

2020文資環第89号令和2年6月18日 部長決定

(趣旨)

第1条 この要綱は、文京区公共の場所における喫煙等の禁止に関する条例（平成20年9月文京区条例第45号）の規定に基づき、区民等、地域活動団体及び事業者等が行う喫煙マナーの向上、地域の環境美化の促進等のための自主的な取組に対する支援（以下「支援」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 支援の対象とする者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 区の区域内（以下「区内」という。）に事務所又は事業所を有する事業者等
- (2) 区内の町会、自治会、商店会、PTA等
- (3) 区内に在住し、在勤し、又は在学する5人以上の者で構成された団体
- (4) その他区長が認めたもの

(対象とする取組)

第3条 支援の対象とする取組は、次の各号のいずれかに該当する活動とする。

- (1) 定期的実施する地域の清掃活動
- (2) 団体で行う催物、祭事等
- (3) その他喫煙マナーの向上、地域の環境美化の促進等のための地域活動

(計画の提出等)

第4条 支援を受けようとする者は、喫煙マナーアップ活動実施計画書（別記様式第1号。以下「計画書」という。）に必要な事項を記載し、区長に提出しなければならない。

2 前項の規定により計画書を提出した者は、その内容を変更するときは、再度計画書に必要な事項を記載し、区長に提出しなければならない。

3 前2項の規定により計画書を提出した者は、活動を事前に取りやめるときは、喫煙マナーアップ活動中止届（別記様式第2号）により、区長に届け出なければならない。

(啓発用品の貸与又は提供)

第5条 区長は、前条の規定により計画書が提出された場合において、第3条各号に規定する取組を効果的に実施するため支援を行うことが適当であると認めたときは、支援を受けようとする者に対し、啓発用品の貸与又は提供を行う。

2 前項の規定により貸与する啓発用品は、次に掲げる物とする。

- (1) ビブス（ベスト型）
- (2) ジャンパー
- (3) 帽子

(4) 腕章

(5) 火はさみ

3 第1項の規定により提供する啓発用品は、ポケットティッシュとする。

4 啓発用品の貸与及び提供は、無償とする。

(ボランティア保険への加入)

第6条 支援を受けようとする者(第2条第4号に該当する者を除く。)は、計画書に基づき、一定期間継続してその活動を実施するときは、文京区ボランティア活動補償制度取扱要綱(14文総第2257号)の規定に基づく損害保険に加入するものとする。

2 支援を受けようとする者(第2条第4号に該当する者に限る。)は、計画書に基づき一定期間継続してその活動を実施するときは、個人の責任において保険に加入するものとし、当該者が喫煙活動マナーアップに係る活動中に第三者に対して損害を与えた場合又は当該活動中の事故等により損害を被った場合においては、区は、一切の責任を負わないものとする。

(啓発用品の用途等)

第7条 支援を受けた者(第5条の規定により支援を受けた者をいう。次条において同じ。)は、第3条各号に規定する活動の目的以外に貸与又は提供を受けた啓発用品を使用してはならない。

2 前項に規定する者は、貸与又は提供を受けた啓発用品を常に良好な状態で保管し、使用しなければならない。

(実施報告等)

第8条 支援を受けた者は、計画書に基づく活動を終了したときは、速やかに喫煙マナーアップ活動実施報告書(別記様式第3号)に必要な事項を記入し、区長に提出しなければならない。

2 第5条第1項の規定により、啓発用品の貸与を受けた者は、当該啓発用品を速やかに区長に返却するものとする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、資源環境部長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和2年7月1日から施行する。